

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前		
引用の法令番号一覧表			引用の法令番号一覧表		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
し	(省略)	(省略)	し	(同左)	(同左)
	社債、株式等の振替に関する法律	平成 13 年法律第 75 号		(同左)	(同左)
	<u>社債、株式等の振替に関する法律施行令</u>	<u>平成 14 年政令第 362 号</u>		(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
	商標法	昭和 34 年法律第 127 号		(同左)	(同左)
	<u>商品先物取引法</u>	昭和 25 年法律第 239 号		<u>商品取引所法</u>	(同左)
	<u>商品先物取引法施行令</u>	昭和 25 年政令第 280 号		<u>商品取引所法施行令</u>	(同左)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)	そ	(同左)	(同左)
	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規定等に関する法律	平成 11 年法律第 136 号		(同左)	(同左)
そ	<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>	<u>昭和 44 年法律第 46 号</u>		(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)

改正後				改正前			
主要省略用語一覧表 〔備考〕 1 この一覧表は、この通達において省略された用語を取りまとめたものである。 2 「条項」の条項は、当該省略用語が規定されている条項であり、その左方に、○印を付したものはその条関係だけで省略したことを表示したものである。				主要省略用語一覧表 〔備考〕 1 (同左) 2 (同左)			
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
あ	<u>相手国等</u>	<u>第 47 条関係 6</u>	<u>租税条約等実施特例法第 2 条第 3 号</u>	あ	(新設)	(新設)	(新設)
		(注)	<u>に規定する相手国等</u>				
い	(省略)	(省略)	(省略)	い	(同左)	(同左)	(同左)
そ	(省略)	(省略)	(省略)	そ	(同左)	(同左)	(同左)
	組織的犯罪処罰 法	第 47 条関係 29	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の 規制等に関する法律		(同左)	(同左)	(同左)
	<u>租税条約等実施 特例法</u>	<u>第 2 条関係 9</u>	<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、</u>		(新設)	(新設)	(新設)
		(注)2	<u>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>				
	<u>租税条約等</u>	<u>第 47 条関係 6</u>	<u>租税条約等実施特例法第 2 条第 2 号</u>		(新設)	(新設)	(新設)
		(注)	<u>に規定する租税条約等</u>				
た	(省略)	(省略)	(省略)	た	(同左)	(同左)	(同左)
	滞納処分等	○第 47 条関係 45	滞納処分又は国税の担保のために提 供された物件の処分 (いずれも共益債 権を徴収するためのものを除く。)		(同左)	(同左)	(同左)
	<u>滞納処分の執行</u> 等	<u>第 153 条関係 3</u>	<u>滞納処分の執行又は徴収の共助の要 請による徴収</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)

改正後	改正前
第2条関係 定義 地方税 (地方団体の徴収金) 3 法第2条第2号の「地方団体の徴収金」とは、地方税法の規定によって道府県又は市町村（都及び特別区を含む。）が賦課徴収する地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう（同法第1条第1項第14号、第2項、第2条）。 (注) 消費税法第45条第1項第4号の消費税額を課税標準として課する地方消費税（譲渡割）については、当分の間、国が、消費税の徴収の例により、消費税の徴収と併せて行うものとされており（地方税法附則第9条の4第1項）、消費税法第47条第1項第2号の課税標準額に対する消費税又は同法第50条第2項の規定により徴収すべき消費税額（消費税に係る延滞税を含まないものとする。）を課税標準として課する地方消費税（貨物割）については、国が、消費税の徴収の例により、消費税の徴収と併せて行うものとされている（地方税法第72条の100第1項）。 (削除) (都及び特別区の賦課徴収権) 4 都及び特別区については地方税法中道府県及び市町村に関する規定がそれぞれ準用されている（同法第1条第2項）ので、都及び特別区は、地方税を賦課徴収することができる。	第2条関係 定義 地方税 (地方団体の徴収金) 3 法第2条第2号の「地方団体の徴収金」とは、地方税法の規定によって道府県又は市町村（都、<u>特別区及び全部事務組合</u>を含む。）が賦課徴収する地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう（同法第1条第1項第14号、第2項、第2条）。 (注)1 消費税法第45条第1項第4号の消費税額を課税標準として課する地方消費税（譲渡割）については、当分の間、国が、消費税の徴収の例により、消費税の徴収と併せて行うものとされており（地方税法附則第9条の4第1項）、消費税法第47条第1項第2号の課税標準額に対する消費税又は同法第50条第2項の規定により徴収すべき消費税額（消費税に係る延滞税を含まないものとする。）を課税標準として課する地方消費税（貨物割）については、国が、消費税の徴収の例により、消費税の徴収と併せて行うものとされている（地方税法第72条の100第1項）。 2 <u>全部事務組合とは、2以上の町村が、その事務の全部を共同処理するため、協議によって規約を定め、都道府県知事の許可を受けて設立する組合をいう（地方自治法第284条第5項）。</u> (都、<u>特別区及び全部事務組合</u>の賦課徴収権) 4 都及び特別区については地方税法中道府県及び市町村に関する規定がそれぞれ準用されている（同法第1条第2項）ので、都及び特別区は、地方税を賦課徴収することができる。<u>また、全部事務組合は、地方税法の適用については一町村とみなされ（地方税法第1条第4項）、地方税の賦課徴収権を有している（地方税法第2条）。</u>

改正後	改正前
(利子税) 7 法第2条第4号の「利子税」とは、通則法第64条《利子税》の規定により納付すべき国税をいい、例えば、所得税法第131条第3項《確定申告税額の延納に係る利子税》、第136条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税》、法人税法第75条第7項《確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、第75条の2第6項《確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、第81条の23第2項《連結確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、第81条の24第6項《連結確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、相続税法第52条《延納等に係る利子税》、第53条《物納等に係る利子税》、租税特別措置法第70条の4第34項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係る利子税》及び第70条の6第39項《農地等についての相続税の納税猶予等に係る利子税》等の規定に基づく国税がある。 公課 9 法第2条第5号の「滞納処分の例により徴収することができる債権」とは、法又はこれに基づく命令に定める滞納処分の手続の規定を準用して徴収することができることとされている債権をいう。この場合において、これらの債権に関する法律の規定中、その徴収について、「国税滞納処分の例による」旨の規定があるもののほか、「国税徴収の例による」ものはもちろん、「市町村税の滞納処分の例による」等の間接準用の規定があるときも、滞納処分の例により徴収することができる債権に該当する。 (注) 1 関税法第11条《関税の徴収》等の規定に基づき国税徴収の例により徴収する関税、とん税及び特別とん税も公課に含まれる。 2 <u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第11条第4項において準用する法の規定により徴収する共助対象外国租税も公課に含まれる。</u>	(利子税) 7 法第2条第4号の「利子税」とは、通則法第64条《利子税》の規定により納付すべき国税をいい、例えば、所得税法第131条第3項《確定申告税額の延納に係る利子税》、第136条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税》、法人税法第75条第7項《確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、第75条の2第6項《確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、第81条の23第2項《連結確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、第81条の24第6項《連結確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、相続税法第52条《延納等に係る利子税》、第53条《物納等に係る利子税》、租税特別措置法第70条の4第29項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係る利子税》及び第70条の6第35項《農地等についての相続税の納税猶予等に係る利子税》等の規定に基づく国税がある。 公課 9 法第2条第5号の「滞納処分の例により徴収することができる債権」とは、法又はこれに基づく命令に定める滞納処分の手続の規定を準用して徴収することができることとされている債権をいう。この場合において、これらの債権に関する法律の規定中、その徴収について、「国税滞納処分の例による」旨の規定があるもののほか、「国税徴収の例による」ものはもちろん、「市町村税の滞納処分の例による」等の間接準用の規定があるときも、滞納処分の例により徴収することができる債権に該当する。 (注) 関税法第11条《関税の徴収》等の規定に基づき国税徴収の例により徴収する関税、とん税及び特別とん税も公課に含まれる。 (新設)

改正後	改正前
(延納に係る期限) 16 法第2条第10号本文の「延納に係る期限」とは、所得税法第131条第1項《確定申告税額の延納》、第132条第1項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》並びに相続税法第38条第1項前段及び第3項《延納》の規定による延納に係る期限をいう。 なお、租税特別措置法第70条の4《農地等を贈与した場合の納税猶予》、第70条の6《農地等についての相続税の納税猶予等》、第70条の6の4《山林についての相続税の納税猶予》、第70条の7《非上場株式等についての贈与税の納税猶予》、第70条の7の2《非上場株式等についての相続税の納税猶予》及び第70条の7の4《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予》の規定による納税の猶予に係る期限は、上記の相続税法の規定による延納に係る期限に含まれる（租税特別措置法第70条の4第31項、第70条の6第36項、第70条の6の4第13項、第70条の7第14項、第70条の7の2第14項、第70条の7の4第11項）。 第10条関係 直接の滞納処分費の優先 滞納処分による換価 1 法第10条の「滞納処分により換価」とは、公売（法第94条、第107条）、随意契約による売却（法第109条、第110条）、差押債権（法第53条第1項の保険金等の支払を受ける権利を含む。）又は差押有価証券若しくは差押無体財産権等に係る債権の取立て（法第67条第1項、第57条第1項、第73条第5項、<u>第73条の2第4項</u>、第74条）及び国税滞納処分の例による処分（通則法第52条第1項、第53条）としての換価をいう。 第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収 (国税に不足すると認められるとき)	(延納に係る期限) 16 法第2条第10号本文の「延納に係る期限」とは、所得税法第131条第1項《確定申告税額の延納》、第132条第1項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》並びに相続税法第38条第1項前段及び第3項《延納》の規定による延納に係る期限をいう。 なお、租税特別措置法第70条の4《農地等を贈与した場合の納税の猶予》<u>及び</u>第70条の6《農地等についての相続税の納税の猶予等》の規定による納税の猶予に係る期限は、上記の相続税法の規定による延納に係る期限に含まれる（租税特別措置法第70条の4第26項、<u>第70条の6第32項</u>）。 第10条関係 直接の滞納処分費の優先 滞納処分による換価 1 法第10条の「滞納処分により換価」とは、公売（法第94条、第107条）、随意契約による売却（法第109条、第110条）、差押債権（法第53条第1項の保険金等の支払を受ける権利を含む。）又は差押有価証券若しくは差押無体財産権等に係る債権の取立て（法第67条第1項、第57条第1項、第73条第5項、第74条）及び国税滞納処分の例による処分（通則法第52条第1項、第53条）としての換価をいう。 第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収 (国税に不足すると認められるとき)

改正後	改正前
4 法第 22 条第 1 項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第 22 条第 4 項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産（国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、<u>法施行地域内にある財産に限る。</u>）で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと認められるときをいい、その判定は、滞納処分を現実 に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。 なお、上記の場合における財産の価額の算定については、昭和 55.6.5 付徴徴 2-9「公売財産評価事務提要の制定について」（法令解釈通達）に定めるところによるが、次のことに留意する。 (1)～(6) （省略）	4 法第 22 条第 1 項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第 22 条第 4 項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産（国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含めるものとする。）で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと認められるときをいい、その判定は、滞納処分を現実 に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。 なお、上記の場合における財産の価額の算定については、昭和 55.6.5 付徴徴 2-9「公売財産評価事務提要の制定について」（法令解釈通達）に定めるところによるが、次のことに留意する。 (1)～(6) （同左）
第 24 条関係 譲渡担保権者の物的納税責任	第 24 条関係 譲渡担保権者の物的納税責任
譲渡担保財産からの徴収 （譲渡担保財産） 1 法第 24 条の「譲渡担保財産」とは、納税者がその所有する財産を債権者又は第三者に譲渡し、その譲渡により、自己又は第三者の債務の担保の目的となっている財産をいう（昭和 5.10.8 大判参照）。 なお、動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上まだ権利と認められていないものであっても、譲渡できるもの（手形を除く。法附則第 5 条第 4 項）は、すべて譲渡担保の目的物とすることができる（平成 14.2.19 福岡地判参照）。 (注)1・2 （省略） 3 債務者は、弁済期を経過しても、帰属清算型（債権者が自らその目的物の帰属主体となり、その価額を適正に評価して差額を債務者に支払うもの）の譲渡担保の場合は、債権者がその実行をしない間は、元利金を弁済して譲渡担保財産を受け戻すことができる（昭和 47.11.24 最高判参照）。また、処分清算型（債権者が目的	譲渡担保財産からの徴収 （譲渡担保財産） 1 法第 24 条の「譲渡担保財産」とは、納税者がその所有する財産を債権者又は第三者に譲渡し、その譲渡により、自己又は第三者の債務の担保の目的となっている財産をいう（昭和 5.10.8 大判参照）。 なお、動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上まだ権利と認められていないものであっても、譲渡できるもの（手形を除く。法附則第 5 条第 4 項）は、すべて譲渡担保の目的物とすることができる（平成 14.2.19 福岡地判参照）。 (注)1・2 （同左） 3 債務者は、弁済期を経過しても、帰属清算型（債権者が自らその目的物の帰属主体となり、その価額を適正に評価して差額を債務者に支払うもの）の譲渡担保の場合は、債権者がその実行をしない間は、元利金を弁済して譲渡担保財産を受け戻すことができる（昭和 47.11.24 最高判参照）。また、処分清算型（債権者が目的

改正後	改正前
物を第三者に処分して、その換価代金から元利金を差し引いた残額を債務者に支払うもの）の譲渡担保の場合においても、債権者が譲渡担保財産を換価するまでは（対抗要件として登記を必要とするものについては、第三者への移転登記をするまでの間をいう（昭和 50.11.28 最高判参照）。）、同様である（昭和 43.3.7 最高判参照）。 <u>なお、集合債権譲渡担保設定契約においては、譲渡担保権者が第三債務者に対し担保権実行としての取立ての通知をしたとしても、譲渡債権を取り立てて被担保債権の弁済に充当するまでは、譲渡債権は譲渡担保財産として存続する（平成 16.9.9 大阪高判参照）。</u> （納税者等が占有する譲渡担保財産に対する差押え等） 12 譲渡担保財産につき滞納処分を執行する場合において、当該譲渡担保財産を納税者又はその者の特殊関係者（令第 13 条第 1 項各号参照）が占有しているときは、法第 58 条《第三者が占有する動産等の差押手続》及び第 59 条《引渡命令を受けた第三者等の権利の保護》の規定（法第 71 条第 4 項等において準用する場合を含む。）は、適用されず、法第 58 条第 1 項に規定する第三者が占有している財産でないものとみなされる（令第 24 条第 4 項、<u>第 6 項</u>）。 第 26 条関係 国税及び地方税等と私債権との競合 公課の法定納期限等に相当する納期限等 3-2 <u>租税条約等実施特例法第 11 条第 4 項において準用する法の規定により徴収する共助対象外国租税の納期限等は、法第 26 条第 2 号の法定納期限等に相当する公課の納期限等に該当せず、国税及び地方税等に充てるべき金額の総額の決定において、共助対象外国租税は考慮しない。</u>	物を第三者に処分して、その換価代金から元利金を差し引いた残額を債務者に支払うもの）の譲渡担保の場合においても、債権者が譲渡担保財産を換価するまでは（対抗要件として登記を必要とするものについては、第三者への移転登記をするまでの間をいう（昭和 50.11.28 最高判参照）。）、同様である（昭和 43.3.7 最高判参照）。 （納税者等が占有する譲渡担保財産に対する差押え等） 12 譲渡担保財産につき滞納処分を執行する場合において、当該譲渡担保財産を納税者又はその者の特殊関係者（令第 13 条第 1 項各号参照）が占有しているときは、法第 58 条《第三者が占有する動産等の差押手続》及び第 59 条《引渡命令を受けた第三者等の権利の保護》の規定（法第 71 条第 4 項等において準用する場合を含む。）は、適用されず、法第 58 条第 1 項に規定する第三者が占有している財産でないものとみなされる（令第 24 条第 4 項、<u>第 5 項</u>）。 第 26 条関係 国税及び地方税等と私債権との競合 （新設）

改正後	改正前
第 32 条関係 第二次納税義務の通則 (徴収しようとする金額) 4 納付通知書に記載すべき令第 11 条第 1 項第 3 号《納付通知書の記載事項》の「徴収しようとする金額」については、それぞれ次に掲げる旨を記載するものとする。 (1) (省略) (2) 財産等の価額を限度とする第二次納税義務（<u>法第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 35 条、第 36 条第 3 号、第 39 条、第 41 条第 2 項</u>）については、その財産等の価額（金額で表示する。）を限度として主たる納税者の滞納国税の全額 (3) (省略) (第二次納税義務に関する規定) 7 令第 11 条第 1 項第 4 号《納付通知書の記載事項》の「その者につき適用すべき第二次納税義務に関する規定」とは、第二次納税義務者につき適用することとした<u>法第 33 条、第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 35 条、第 36 条第 1 号、第 36 条第 2 号、第 36 条第 3 号、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 41 条第 1 項又は第 41 条第 2 項</u>をいう。	第 32 条関係 第二次納税義務の通則 (徴収しようとする金額) 4 納付通知書に記載すべき令第 11 条第 1 項第 3 号《納付通知書の記載事項》の「徴収しようとする金額」については、それぞれ次に掲げる旨を記載するものとする。 (1) (同左) (2) 財産等の価額を限度とする第二次納税義務（<u>法第 34 条、第 35 条、第 36 条第 3 号、第 39 条、第 41 条第 2 項</u>）については、その財産等の価額（金額で表示する。）を限度として主たる納税者の滞納国税の全額 (3) (同左) (第二次納税義務に関する規定) 7 令第 11 条第 1 項第 4 号《納付通知書の記載事項》の「その者につき適用すべき第二次納税義務に関する規定」とは、第二次納税義務者につき適用することとした<u>法第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条第 1 号、第 36 条第 2 号、第 36 条第 3 号、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 41 条第 1 項又は第 41 条第 2 項</u>をいう。
第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務 納税義務の成立（第 1 項関係） (法人が解散した場合) 1 法第 34 条第 1 項の「法人が解散した場合」とは、株主総会その他これに準ずる総会等で解散の日を定めたときはその日が経過したとき、解散の日を定めなかったときは解散決議をしたとき、解散事由の発生により解散したときはその事由が発生したとき、裁判所の命令又は裁判により解散したときはその命令又は裁判が確定したとき、主務大臣の命令により解散したときはその命令が効力を生じたとき、休眠会社がみなし解散となつ	第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務 納税義務の成立（第 1 項関係） (法人が解散した場合) 1 法第 34 条第 1 項の「法人が解散した場合」とは、株主総会その他これに準ずる総会等で解散の日を定めたときはその日が経過したとき、解散の日を定めなかったときは解散決議をしたとき、解散事由の発生により解散したときはその事由が発生したとき、裁判所の命令又は裁判により解散したときはその命令又は裁判が確定したとき、主務大臣の命令により解散したときはその命令が効力を生じたとき、休眠会社がみなし解散となつ

改正後	改正前
たとき等をいう（会社法第 471 条、第 472 条、第 641 条、第 824 条、第 833 条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条、中小企業等協同組合法第 62 条、第 82 条の 13、第 106 条第 4 項、宗教法人法第 43 条第 1 項、第 2 項、第 81 条第 1 項、会社更生法第 178 条、第 218 条等）。ただし、会社法第 921 条《吸収合併の登記》、第 922 条《新設合併の登記》、第 919 条《持分会社の種類の変更の登記》等の規定による解散の登記をしたときは、清算手続が行われないので、「法人が解散した場合」には含まれない。 なお、上記の解散は、その登記の有無を問わない。 (注)1 法人が解散しないで事実上解散状態にある場合には、その法人の財産の分配等がされているときでも、<u>法第 34 条第 1 項</u>を適用することはできないが、法第 39 条《無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》、通則法第 42 条《債権者代位権及び詐害行為取消権》等の規定を適用できる場合がある。 2 1 人の株主が発行済株式の全部を所有する株式会社（以下「一人会社」という。）にあつては、招集手続がなくても、1 人の株主の意思決定により解散決議をし得る（昭和 44.3.18 大阪地判、昭和 46.6.24 最高判参照）ことから、客観的事実（例えば、事業譲渡をした後に廃業しているような場合）に基づき、招集手続がなくても解散決議をしたものと認定できる場合には、<u>法第 34 条第 1 項</u>の「解散した場合」に該当する。また、一人会社と実質的に同様と認められるような株式会社についても、同様である（昭和 52.2.14 最高判参照）。 納税義務の成立（第 2 項関係） （信託が終了した場合） 15 法第 34 条第 2 項の「信託が終了した場合」とは、信託法第 175 条《清算の開始原因》の規定により、次に掲げる事由によって信託が終了し、清算をしなければならない場合をいう。 (1) 信託の目的を達成したとき（<u>信託法第 163 条第 1 号</u>）。	たとき等をいう（会社法第 471 条、第 472 条、第 641 条、第 824 条、第 833 条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条、中小企業等協同組合法第 62 条、第 82 条の 13、第 106 条第 4 項、宗教法人法第 43 条第 1 項、第 2 項、第 81 条第 1 項、会社更生法第 178 条、第 218 条等）。ただし、会社法第 921 条《吸収合併の登記》、第 922 条《新設合併の登記》、第 919 条《持分会社の種類の変更の登記》等の規定による解散の登記をしたときは、清算手続が行われないので、「法人が解散した場合」には含まれない。 なお、上記の解散は、その登記の有無を問わない。 (注)1 法人が解散しないで事実上解散状態にある場合には、その法人の財産の分配等がされているときでも、<u>法第 34 条</u>の規定を適用することはできないが、法第 39 条《無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》、通則法第 42 条《債権者の代位及び詐害行為の取消し》等の規定を適用できる場合がある。 2 1 人の株主が発行済株式の全部を所有する株式会社（以下「一人会社」という。）にあつては、招集手続がなくても、1 人の株主の意思決定により解散決議をし得る（昭和 44.3.18 大阪地判、昭和 46.6.24 最高判参照）ことから、客観的事実（例えば、事業譲渡をした後に廃業しているような場合）に基づき、招集手続がなくても解散決議をしたものと認定できる場合には、<u>法第 34 条</u>の「解散した場合」に該当する。また、一人会社と実質的に同様と認められるような株式会社についても、同様である（昭和 52.2.14 最高判参照）。 納税義務の成立（第 2 項関係） （信託が終了した場合） 15 法第 34 条第 2 項の「信託が終了した場合」とは、信託法第 175 条《清算の開始原因》の規定により、次に掲げる事由（<u>信託法第 163 条、第 164 条第 1 項、第 258 条第 8 項</u>）によって信託が終了し、清算をしなければならない場合をいう。 (1) 信託の目的を達成したとき。

改正後	改正前
(2) 信託の目的を達成することができなくなったとき（<u>信託法第 163 条第 1 号</u>）。 (3) 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が 1 年間継続したとき（<u>信託法第 163 条第 2 号</u>）。 (4) 受託者が欠けた場合（受託者が二人以上ある信託については、すべての受託者が欠けた場合）であって、新たな受託者が就任しない状態が 1 年間継続したとき（<u>信託法第 163 条第 3 号、第 87 条第 1 項</u>）。 (5) 受託者が二人以上ある信託の受託者の一部が欠けた場合において、信託行為の定めによりその欠けた受託者の任務が他の受託者によって行われず、かつ、新たな受託者が就任しない状態が 1 年間継続したとき（<u>信託法第 163 条第 3 号、第 87 条第 2 項</u>）。 (6) 受託者が信託事務を処理するのに必要と認められるために支出した費用の償還等を受けるのに信託財産が不足している場合等において、一定の手続を行っても費用の償還等を受けられなかったこと又は委託者及び受益者が現に存しないことにより、受託者が信託を終了させたとき（<u>信託法第 163 条第 4 号、第 52 条、第 53 条第 2 項、第 54 条第 4 項参照</u>）。 (7) 信託の終了を命ずる裁判があったとき（<u>信託法第 163 条第 6 号、第 165 条、第 166 条参照</u>）。 (8) 信託財産について破産手続開始の決定があった場合において、当該破産手続が終了したとき（<u>信託法第 163 条第 7 号、第 175 条参照</u>）。 (9) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人等により、共にまだ履行が完了していない信託契約の解除がされたとき（<u>信託法第 163 条第 8 号、破産法第 53 条第 1 項、民事再生法第 49 条第 1 項、会社更生法第 61 条第 1 項、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 41 条第 1 項及び第 206 条第 1 項参照</u>）。 (10) 信託行為において定めた事由が生じたとき（<u>信託法第 163 条第 9 号</u>）。 (11) 委託者及び受益者が信託の終了について合意したとき（<u>信託法第 164 条第 1 項</u>）。 (12) 遺言によってされた受益者の定めのない信託において、信託管理人が欠けた場合	(2) 信託の目的を達成することができなくなったとき。 (3) 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が 1 年間継続したとき。 (4) 受託者が欠けた場合（受託者が二人以上ある信託については、すべての受託者が欠けた場合）であって、新たな受託者が就任しない状態が 1 年間継続したとき（<u>信託法第 87 条第 1 項</u>）。 (5) 受託者が二人以上ある信託の受託者の一部が欠けた場合において、信託行為の定めによりその欠けた受託者の任務が他の受託者によって行われず、かつ、新たな受託者が就任しない状態が 1 年間継続したとき（<u>信託法第 87 条第 2 項</u>）。 (6) 受託者が信託事務を処理するのに必要と認められるために支出した費用の償還等を受けるのに信託財産が不足している場合等において、一定の手続を行っても費用の償還等を受けられなかったこと又は委託者及び受益者が現に存しないことにより、受託者が信託を終了させたとき（<u>信託法第 52 条、第 53 条第 2 項、第 54 条第 4 項参照</u>）。 (7) 信託の終了を命ずる裁判があったとき（<u>信託法第 165 条、第 166 条参照</u>）。 (8) 信託財産について破産手続開始の決定があった場合において、当該破産手続が終了したとき（<u>信託法第 175 条参照</u>）。 (9) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人等により、共にまだ履行が完了していない信託契約の解除がされたとき（<u>破産法第 53 条第 1 項、民事再生法第 49 条第 1 項、会社更生法第 61 条第 1 項、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 41 条第 1 項及び第 206 条第 1 項参照</u>）。 (10) 信託行為において定めた事由が生じたとき。 (11) 委託者及び受益者が信託の終了について合意したとき。 (12) 遺言によってされた受益者の定めのない信託において、信託管理人が欠けた場合

改正後	改正前
であつて、信託管理人が就任しない状態が 1 年間継続したとき（<u>信託法第 258 条第 8 項、第 3 条第 2 号</u>参照）。 （清算受託者） 16 法第 34 条第 2 項の「清算受託者」とは、信託が終了した時以後の受託者をいい、現務の結了、信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済、受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く。）に係る債務の弁済<u>並びに</u>残余財産の給付に係る職務を行い、信託行為に別段の定めがない限り、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する（信託法第 177 条、第 178 条）。 （清算受託者に課されるべき国税等） 17 清算受託者に課されるべき、又は清算受託者が納付すべき国税は、その納める義務が信託法第 2 条第 9 項に規定する信託財産責任負担債務となるものに<u>限られるが</u>（信託法第 21 条第 1 項参照）、信託が終了した時又は残余財産の給付の時ににおいて成立していた国税に限られない。 なお、<u>信託財産責任負担債務となる国税</u>としては、例えば、次に掲げるものがある。 (1)～(3) （省略） (注) 「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう（信託法第 2 条第 9 項）。 （給付） 18 法第 34 条第 2 項の「給付」とは、信託が終了した時以後に、残余財産を残余財産受益者等（20 参照）に、原則として信託行為に定めるところにより給付することをいう（信託法第 177 条第 4 号、第 181 条参照）。 第 38 条関係 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務	であつて、信託管理人が就任しない状態が 1 年間継続したとき（信託法第 3 条第 2 号参照）。 （清算受託者） 16 法第 34 条第 2 項の「清算受託者」とは、信託が終了した時以後の受託者をいい、現務の結了、信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済、受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く。）に係る債務の弁済、<u>残余財産の給付に係る職務</u>を行い、信託行為に別段の定めがない限り、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する（信託法第 177 条、第 178 条）。 （清算受託者に課されるべき国税等） 17 清算受託者に課されるべき、又は清算受託者が納付すべき国税は、その納める義務が信託法第 2 条第 9 項に規定する信託財産責任負担債務となるものに<u>限られ</u>（信託法第 21 条第 1 項参照）、信託が終了した時又は残余財産の給付の時ににおいて成立していた国税に限られない。 <u>これらの</u>国税としては、例えば、次に掲げるものがある。 (1)～(3) （同左） (注) 「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう（信託法第 2 条第 9 項）。 （給付） 18 法第 34 条第 2 項の「給付」とは、信託が終了した時以後に、残余財産を残余財産受益者等（20 参照）に、原則として信託行為に定めるところにより給付することをいう（信託法第 177 条第 4 号、<u>信託法</u>第 181 条参照）。 第 38 条関係 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務

改正後	改正前
納税義務の範囲 (譲受財産) 16 法第 38 条の「譲受財産」とは、譲受けに係る事業に属する積極財産をいい（平成 23.2.22 東京高判参照）、事業の譲受け後に取得した財産（取得財産を除く。）は含まれない。 第 47 条関係 差押えの要件 (納付通知書による告知との関係) 3 第二次納税義務者及び保証人に対する納付通知書による告知（以下 3 において「告知」という。）と滞納処分とは、それぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるから、告知処分の違法性は滞納処分には承継されない。したがって、告知処分に取り消し得べき瑕疵があっても、その処分が取り消されるまでは、滞納処分を行うことができ、また告知処分が取り消されても、その取消し前に完結した滞納処分の効力には影響がない（昭和 43.3.28 大阪高判参照）。 (財産の所在) 6 差押えの対象となる財産は、法施行地域内にあるものでなければならない。 なお、財産の所在については、相続税法第 10 条《財産の所在》に定めるところに準ずるものとする。 (注) 法施行地域外に滞納者の財産があると認められる場合であっても、租税条約等（租税条約等実施特例法第 2 条第 2 号に規定する租税条約等をいう。以下同じ。）の規定に基づき、相手国等（同条第 3 号に規定する相手国等をいう。以下同じ。）に対し、徴収の共助の要請をすることができる場合がある（同法第 11 条の 2 参照）。	納税義務の範囲 (譲受財産) 16 法第 38 条の「譲受財産」とは、譲受けに係る事業に属する積極財産をいい、事業の譲受け後に取得した財産（取得財産を除く。）は含まれない。 第 47 条関係 差押えの要件 (納付通知書による告知との関係) 3 第二次納税義務者及び保証人に対する納付通知書による告知（以下 3 において「告知」という。）と滞納処分とは、それぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるから、告知処分の違法性は滞納処分には承継されない。したがって、告知処分に取り消し得べき瑕疵があっても、その処分が取り消されるまでは、滞納処分を行うことができ、また告知処分が取り消されても、その取消し前に完結した滞納処分の効力には影響がない（昭和 37.3.23 大阪地判参照）。 (財産の所在) 6 差押えの対象となる財産は、法施行地域内にあるものでなければならない。 なお、財産の所在については、相続税法第 10 条《財産の所在》に定めるところに準ずるものとする。

改正後	改正前
(繰上差押え) 14 法第 47 条第 2 項の繰上差押えについては、次のことに留意する。 (1)・(2) (省略) (削除) 財産の選択 17 差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。 (1)・(2) (省略) (3) <u>換価が容易な財産</u>であること。 (4) (省略) 財産帰属の認定 (一般の帰属認定) 20 財産が滞納者に帰属するかどうかの判定は、次に掲げる事項を参考として行うものとする (5 参照)。 (1)～(6) (省略) (7) 債権 (電子記録債権を除く。)については、借用証書、預金通帳、売掛帳その他取引関係帳簿書類等により、滞納者に帰属すると認められること。 (注) 電子記録債権については、記録原簿の記録名義が滞納者であること (<u>電子記録債権法</u>第 9 条)。 (取消し得べき法律行為又は契約の解除の目的となっている財産)	(繰上差押え) 14 法第 47 条第 2 項の繰上差押えについては、次のことに留意する。 (1)・(2) (同左) (3) <u>繰上差押えをする場合には、差押調書又は差押書の「備考」欄に根拠条文を明示の上その旨を付記する。</u> 財産の選択 17 差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。 (1)・(2) (同左) (3) <u>換価に便利な財産</u>であること。 (4) (同左) 財産帰属の認定 (一般の帰属認定) 20 財産が滞納者に帰属するかどうかの判定は、次に掲げる事項を参考として行うものとする (5 参照)。 (1)～(6) (同左) (7) 債権 (電子記録債権を除く。)については、借用証書、預金通帳、売掛帳その他取引関係帳簿書類等により、滞納者に帰属すると認められること。 (注) 電子記録債権については、記録原簿の記録名義が滞納者であること (<u>電子記録債権法</u>第 9 条)。 (取消し得べき法律行為又は契約の解除の目的となっている財産)

改正後	改正前
24 滞納者が、その財産について、売買、贈与その他による譲渡又は権利の設定等をした場合において、その譲渡等の行為が取消し得べき行為（民法第5条第2項、第9条、第13条第4項、第96条第1項及び第2項等）であるとき又は契約を解除（同法第541条、第542条、第543条等）できるときは、通則法第42条<u>《債権者代位権及び詐害行為取消権》</u>において準用する民法第423条<u>《債権者の代位》</u>の規定により滞納者に代位してその行為を取り消し、又はその契約を解除し、その財産を滞納者の財産として差し押さえることができる。ただし、その行為の取消し又は契約の解除の効果を第三者に対して主張できない場合がある（民法第96条第3項、第545条第1項ただし書等参照）。 （没収保全がされた財産） 29 没収保全（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第22条第1項《没収保全命令》、同条第2項《附帯保全命令》<u>若しくは第66条第1項《国際共助手続における没収保全命令及び附帯保全命令》</u>、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第19条第1項《没収保全命令》、同条第2項《附帯保全命令》、第21条《国際共助手続における没収保全命令》<u>若しくは第23条《国際共助手続における附帯保全命令》</u>又は国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（以下「国際刑事裁判所協力法」という。）第44条第1項《没収保全命令》<u>若しくは同条第2項《附帯保全命令》</u>に規定する没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）がされた財産でも、滞納処分による差押えをすることができる（組織的犯罪処罰法第40条、麻薬特例法第19条第4項、国際刑事裁判所協力法第47条）。この場合において、徴収職員は検察官にその旨を通知しなければならないが、没収保全がされている金銭債権に対して滞納処分による差押えをした場合に、当該金銭債権に係る第三債務者が供託をしたときには、検察官に対する通知は必要ない（没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令（以下「没収保全と滞納処分との調整令」という。）第1条、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による没収	24 滞納者が、その財産について、売買、贈与その他による譲渡又は権利の設定等をした場合において、その譲渡等の行為が取消し得べき行為（民法第5条第2項、第9条、第13条第4項、第96条第1項及び第2項等）であるとき又は契約を解除（同法第541条、第542条、第543条等）できるときは、通則法第42条<u>《債権者の代位及び詐害行為の取消し》</u>において準用する民法第423条<u>《債権者の代位》</u>の規定により滞納者に代位してその行為を取り消し、又はその契約を解除し、その財産を滞納者の財産として差し押さえることができる。ただし、その行為の取消し又は契約の解除の効果を第三者に対して主張できない場合がある（民法第96条第3項、第545条第1項ただし書等参照）。 （没収保全がされた財産） 29 没収保全（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第22条第1項《没収保全命令》、同条第2項《附帯保全命令》<u>、第66条第1項《国際共助手続における没収保全命令及び附帯保全命令》、又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第19条第1項《没収保全命令》、同条第2項《附帯保全命令》、第21条《国際共助手続における没収保全命令》、第23条《国際共助手続における附帯保全命令》、又は国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（以下「国際刑事裁判所協力法」という。）第44条第1項《没収保全命令》、同条第2項《附帯保全命令》</u>に規定する没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）がされた財産でも、滞納処分による差押えをすることができる（組織的犯罪処罰法第40条、麻薬特例法第19条第4項、国際刑事裁判所協力法第47条）。この場合において、徴収職員は検察官にその旨を通知しなければならないが、没収保全がされている金銭債権に対して滞納処分による差押えをした場合に、当該金銭債権に係る第三債務者が供託をしたときには、検察官に対する通知は必要ない（没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令（以下「没収保全と滞納処分との調整令」という。）第1条、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による没収保全と滞納処分との手

改正後	改正前
保全と滞納処分との手続の調整に関する政令（以下「国際刑事裁判所協力法による没収保全と滞納処分との調整令」という。）第 1 条）。 （滞納処分の続行） 41 破産財団に属する財産について、破産手続開始の決定前に既に滞納処分に着手しているときは、破産手続開始の決定後も、その続行をすることができる（破産法第 43 条第 2 項）。この続行できる滞納処分には、破産手続開始の決定前に行った参加差押え、債権の二重差押え（第 62 条関係 6 参照）及び滞調法の規定による二重差押え（平成 3.5.28 福岡高判、平成 6.10.11 大阪高判参照）が含まれる。 （注）破産手続開始の決定前に原債権を差し押さえた後、原債権が供託された場合における供託金還付請求権の差押えは、原債権の差押えの続行手続であり、破産手続開始の決定後の新たな滞納処分には当たらない（平成 16.3.26 大分地判参照）。 （継続的な収入） 59 給料、年金、賃貸借契約に基づく賃料債権、社会保険制度に基づく診療報酬債権（平成 17.12.6 最高決参照）その他これらに類する継続収入に対する債権の差押えの効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押え後に収入すべき金額に及ぶ（法第 66 条）。	続の調整に関する政令（以下「国際刑事裁判所協力法による没収保全と滞納処分との調整令」という。）第 1 条）。 （滞納処分の続行） 41 破産財団に属する財産について、破産手続開始の決定前に既に滞納処分に着手しているときは、破産手続開始の決定後も、その続行をすることができる（破産法第 43 条第 2 項）。この続行できる滞納処分には、破産手続開始の決定前に行った参加差押え、債権の二重差押え（第 62 条関係 6 参照）及び滞調法の規定による二重差押え（平成 3.5.28 福岡高判、平成 6.10.11 大阪高判参照）が含まれる。 （注）破産手続開始の決定前に原債権を差し押さえた後、原債権が供託された場合における供託金還付請求権の差押えは、原債権の差押えの続行手続であり、破産手続開始後の新たな滞納処分には当たらない（平成 16.3.26 大分地判参照）。 （継続的な収入） 59 給料、年金、賃貸借契約に基づく賃料債権、社会保険制度に基づく診療報酬債権（平成 17.12.6 最高判参照）その他これらに類する継続収入に対する債権の差押えの効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押え後に収入すべき金額に及ぶ（法第 66 条）。
第 52 条関係 果実に対する差押えの効力 （利息制限法による利息の制限） 18 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が一定の利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分は無効となるから（利息制限法第 1 条）、その部分の支払を請求することはできない。 なお、契約成立の際に第三債務者が利息として上記の超過部分の金額を前払しても元本に充てたものとみなされ（同法第 2 条）、また、第三債務者から超過分の任意の支払	第 52 条関係 果実に対する差押えの効力 （利息制限法による利息の制限） 18 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が一定の利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分は無効となるから（利息制限法第 1 条第 1 項）、その部分の支払を請求することはできない。 なお、契約成立の際に第三債務者が利息として上記の超過部分の金額を前払しても元本に充てたものとみなされ（同法第 2 条）、また、第三債務者から超過分の任意の支払

改正後	改正前
を受けたときは、その超過部分は、残存元本に充当（民法第 491 条）され、元本充当の結果、計算上元利合計を超える部分の金額については、第三債務者は、民法の規定するところにより、債権者（滞納者）に対し、不当利得の返還を請求することができる（昭和 38.11.18 最高判、昭和 43.11.13 最高判、昭和 44.11.25 最高判参照）。 (注)1 （省略） 2 利息制限法所定の制限を超える利息の定めのある金銭消費貸借において、遅延損害金について特約がないときのその利率は、同法第 1 条《利息の最高限》所定の利率にまで減縮される（昭和 43.7.17 最高判、昭和 50.2.25 最高判参照）。 3 「任意の支払」とは、第三債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、第三債務者において、その支払った金銭の額が利息の制限額を超えていること、又は当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しない（平成 2.1.22 最高判）。また、期限の利益喪失特約の下で、第三債務者が、<u>利息として、利息の制限額を超える額の金銭を支払った場合には、特段の事情のない限り、第三債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものということとはできない（平成 18.1.13 最高判参照）。</u> 4 （省略）	を受けたときは、その超過部分は、残存元本に充当（民法第 491 条）され、元本充当の結果、計算上元利合計を超える部分の金額については、<u>利息制限法第 1 条第 2 項《利息の最高限》及び第 4 条第 2 項《賠償額予定の制限》の適用はなく、</u>第三債務者は、民法の規定するところにより、債権者（滞納者）に対し、不当利得の返還を請求することができる（昭和 43.11.13 最高判、昭和 44.11.25 最高判参照）。 (注)1 （同左） 2 利息制限法所定の制限を超える利息の定めのある金銭消費貸借において、遅延損害金について特約がないときのその利率は、同法第 1 条第 1 項《利息の最高限》所定の利率にまで減縮される（昭和 43.7.17 最高判、昭和 50.2.25 最高判参照）。 3 「任意の支払」とは、第三債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、第三債務者において、その支払った金銭の額が利息の制限額を超えていること、又は当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しない（平成 2.1.22 最高判、<u>平成 18.1.24 最高判参照）。</u> 4 （同左）
第 52 条の 2 関係 担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力 (参加差押えと仮登記に基づく本登記請求) 3 滞納処分による差押え後に担保のための仮登記がされ、その仮登記に後れて参加差押えがされた場合においては、法第 52 条の 2 の規定を類推適用して仮登記担保法第 15 条《強制競売等の場合の担保仮登記》が準用されるから、その参加差押えが清算金の<u>支払又は供託前</u>（清算金がないときは、清算期間の経過前）にされたものであるときは、	第 52 条の 2 関係 担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力 (参加差押えと仮登記に基づく本登記請求) 3 滞納処分による差押え後に担保のための仮登記がされ、その仮登記に後れて参加差押えがされた場合においては、法第 52 条の 2 の規定を類推適用して仮登記担保法第 15 条《強制競売等の場合の担保仮登記》が準用されるから、その参加差押えが清算金の<u>弁済前</u>（清算金がないときは、清算期間の経過前）にされたものであるときは、仮登記担

改正後	改正前
仮登記担保権者は、その仮登記に基づく本登記の請求をすることができない。したがって、先行差押えの解除により参加差押えが差押えの効力を生じた場合には、滞納処分を続行することができる（平成 3.4.19 最高判参照）。	保権者は、その仮登記に基づく本登記の請求をすることができない。したがって、先行差押えの解除により参加差押えが差押えの効力を生じた場合には、滞納処分を続行することができる（平成 3.4.19 最高判参照）。
第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力 （損害保険契約の継続と差押えの効力） 12 保険事故の発生を<u>みない</u>で保険期間が満了した場合において、保険証券を新たに発行せず、損害保険契約継続証を従来の保険証券に添付し、新証券として損害保険契約が継続されたときは、改めて法第 53 条第 1 項ただし書の差押えの通知をする必要はない(昭和 37.8.10 名古屋高判参照)。 （参加差押えに係る差押えについての保険者等への通知） 21 保険に<u>付され</u>、又は共済の目的となっている財産の参加差押えをした場合には、参加差押えをした旨を保険者又は共済事業者に通知するものとする。この通知をしていない場合において、先行の差押えが解除されたことにより参加差押えが差押えの効力を生じたときは、改めて保険者又は共済事業者に対し差し押さえた旨を通知しない限り、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない。 なお、保険金又は共済金の支払を受ける権利に質権等がある場合には、その質権等の権利者に対する通知をするものとする。	第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力 （損害保険契約の継続と差押えの効力） 12 保険事故の発生を<u>見ない</u>で保険期間が満了した場合において、保険証券を新たに発行せず、損害保険契約継続証を従来の保険証券に添付し、新証券として損害保険契約が継続されたときは、改めて法第 53 条第 1 項ただし書の差押えの通知をする必要はない(昭和 37.8.10 名古屋高判参照)。 （参加差押えに係る差押えについての保険者等への通知） 21 保険又は共済の目的となっている財産の参加差押えをした場合には、参加差押えをした旨を保険者又は共済事業者に通知するものとする。この通知をしていない場合において、先行の差押えが解除されたことにより参加差押えが差押えの効力を生じたときは、改めて保険者又は共済事業者に対し差し押さえた旨を通知しない限り、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない。 なお、保険金又は共済金の支払を受ける権利に質権等がある場合には、その質権等の権利者に対する通知をするものとする。
第 55 条関係 質権者等に対する差押えの通知 （仮差押え） 10 法第 55 条第 3 号の「仮差押え」とは、裁判所の決定に係る仮差押えをいい、保全法による強制執行を保全するための仮差押えに限らず、破産法第 28 条《債務者の財産に	第 55 条関係 質権者等に対する差押えの通知 （仮差押え） 10 法第 55 条第 3 号の「仮差押え」とは、裁判所の決定に係る仮差押えをいい、保全法による強制執行を保全するための仮差押えに限らず、破産法第 28 条《債務者の財産に

改正後	改正前
関する保全処分》、民事再生法第 30 条第 1 項《仮差押え、仮処分その他の保全処分》、会社更生法第 28 条第 1 項《開始前会社の業務及び財産に関する保全処分》、会社法第 540 条第 1 項《清算株式会社の財産に関する保全処分》、組織的犯罪処罰法第 42 条第 1 項《追徴保全命令》、第 67 条《国際共助手続による追徴保全命令》、麻薬特例法第 20 条《追徴保全命令》、第 23 条《組織的犯罪処罰法による共助等の例》、国際刑事裁判所協力法第 46 条《追徴保全命令》等の規定による仮差押えも含まれる。 この仮差押えの執行は、次に掲げる財産ごとに、それぞれの執行機関が行うが、追徴保全命令に基づく仮差押えは、検察官の命令により執行され（組織的犯罪処罰法第 44 条第 1 項、第 67 条第 1 項、麻薬特例法第 20 条第 3 項、第 23 条、国際刑事裁判所協力法第 46 条）、当該検察官の所属する検察庁に対応する裁判所が保全執行裁判所となる（組織的犯罪処罰法第 44 条第 3 項後段、麻薬特例法第 20 条第 3 項、国際刑事裁判所協力法第 47 条）。 (1)～(8) （省略） 第 62 条関係 差押えの手続及び効力発生時期 （電子記録債権等） 2 法第 62 条第 1 項の債権には、電子記録債権（第 62 条の 2 関係 1 参照）<u>及び振替社債等（第 73 条の 2 関係 1、法第 54 条第 2 号参照）</u>は含まれない。 交互計算の特約のある債権 10 特約により交互計算に組み入れられることとなる債権は、計算期間中は独立して差し押さえることができないから、計算期間末に発生すべき残額の支払請求権を差し押さえる（商法第 529 条から第 533 条まで参照）。この場合において、他に適当な財産がないときは、通則法第 42 条《<u>債権者代位権及び詐害行為取消権</u>》において準用する民法第 423 条《債権者代位権》の規定による債権者代位権により、滞納者に代位して交互計算	関する保全処分》、民事再生法第 30 条第 1 項《仮差押え、仮処分その他の保全処分》、会社更生法第 28 条第 1 項《開始前会社の業務及び財産に関する保全処分》、会社法第 540 条第 1 項《清算株式会社の財産に関する保全処分》、組織的犯罪処罰法第 42 条第 1 項《追徴保全命令》、第 67 条《国際共助手続による追徴保全命令》、麻薬特例法第 20 条《追徴保全命令》、第 23 条《組織的犯罪処罰法による共助等の例》、国際刑事裁判所協力法第 46 条《追徴保全命令》等の規定による仮差押えも含まれる。 この仮差押えの執行は、次に掲げる財産ごとに、それぞれの執行機関が行うが、追徴保全命令に基づく仮差押えは、検察官の命令により執行され（組織的犯罪処罰法第 44 条第 1 項、第 67 条第 1 項、麻薬特例法第 20 条第 3 項、第 23 条、国際刑事裁判所協力法第 46 条）、当該検察官の所属する検察庁に対応する裁判所が保全執行裁判所となる（組織的犯罪処罰法第 44 条第 3 項後段、麻薬特例法第 20 条第 3 項、国際刑事裁判所協力法第 47 条第 1 項）。 (1)～(8) （同左） 第 62 条関係 差押えの手続及び効力発生時期 （電子記録債権） 2 法第 62 条第 1 項の債権には、電子記録債権（第 62 条の 2 関係 1 参照）は含まれない。 交互計算の特約のある債権 10 特約により交互計算に組み入れられることとなる債権は、計算期間中は独立して差し押さえることができないから、計算期間末に発生すべき残額の支払請求権を差し押さえる（商法第 529 条から第 533 条まで参照）。この場合において、他に適当な財産がないときは、通則法第 42 条《<u>債権者の代位及び詐害行為の取消し</u>》において準用する民法第 423 条《債権者代位権》の規定による債権者代位権により、滞納者に代位して交互計

改正後	改正前
の契約を解除し、直ちに残額の支払を請求することができる（商法第 534 条参照）。 対抗要件を欠いて譲渡された債権 11 指名債権の譲渡は、確定日付のある証書（民法施行法第 5 条）により譲渡人がこれを債務者に通知し又は債務者がこれを承諾しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない（民法第 467 条）ので、この要件を欠いている場合には、譲渡人の債権として差し押さえることができる (注)1 （省略） 2 法人が指名債権を譲渡した場合において、その債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、その債権の債務者以外の第三者については、民法第 467 条《指名債権の譲渡の対抗要件》の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなされる。この場合においては、その登記の日付をもって確定日付とされる（動産・債権譲渡特例法第 4 条第 1 項）。 不渡異議申立預託金 20 手形又は小切手の振出人等が、その不渡りによる取引停止処分を回避するため支払銀行に預託する不渡異議申立預託金については、支払銀行に対して有する不渡異議申立預託金返還請求権を差し押さえる。この不渡異議申立預託金返還請求権の弁済期は、支払銀行が手形交換所から不渡異議申立提供金の返還を受けた時である（昭和 45.6.18 最高判参照）。 (注) 「不渡異議申立提供金」とは、支払銀行が、手形又は小切手の支払を拒絶した振出人等に支払の資力があり、不渡りがその信用に関しないものであることを明らかにすることにより取引停止処分を回避するために、手形の支払義務者から預託を受けて手形交換所に提供する手形又は小切手の金額相当額の金員をいう（東京手形交換所規則第 66 条参照）。	算の契約を解除し、直ちに残額の支払を請求することができる（商法第 534 条参照）。 対抗要件を欠いて譲渡された債権 11 指名債権の譲渡は、確定日付のある証書（民法施行法第 5 条）により譲渡人がこれを債務者に通知し又は債務者がこれを承諾しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない（民法第 467 条）ので、この要件を欠いている場合には、譲渡人の債権として差し押さえることができる (注)1 （同左） 2 法人が指名債権を譲渡した場合において、その債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、その債権の債務者以外の第三者については、民法第 467 条《指名債権の譲渡の対抗要件》の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなされる。この場合においては、その登記の日付をもって確定日付とされる（動産・債権譲渡登記特例法第 4 条第 1 項）。 不渡異議申立預託金 20 手形又は小切手の振出人等が、その不渡りによる取引停止処分を回避するため支払銀行に預託する不渡異議申立預託金については、支払銀行に対して有する不渡異議申立預託金返還請求権を差し押さえる。この不渡異議申立預託金返還請求権の弁済期は、支払銀行が手形交換所から不渡異議申立提供金の返還を受けた時である（昭和 45.6.18 最高判参照）。 (注) 「不渡異議申立提供金」とは、支払銀行が手形又は小切手の支払を拒絶した振出人等に支払の資力があり、不渡りがその信用に関しないものであることを明らかにすることにより取引停止処分を回避するために、支払銀行が手形の支払義務者から預託を受けて手形交換所に提供する手形又は小切手の金額相当額の金員をいう（東京手形交換所規則第 66 条参照）。

改正後	改正前
(債権譲渡と差押えとの優劣) 33 指名債権の譲渡と滞納処分による差押えの優劣は、確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と、債権差押通知書が第三債務者に到達した日時との先後により判定する（昭和 58.10.4 最高判参照）。この場合において、これらの日時が同一であること又はその先後が不明であることにより債権譲受人と差押債権者の優劣の判定ができないときは、債権譲受人及び差押債権者は、それぞれ第三債務者に対しその全額の履行を請求することができ、第三債務者は譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、弁済を免れることはできない（昭和 55.1.11 最高判、平成 5.3.30 最高判参照）。 なお、これらの日時の先後関係が不明であるために、第三債務者が債権者を確知することができないことを原因として債権額に相当する金員を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額の合計額が供託金額を超えるときは、差押債権者と債権譲受人は、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額をあん分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する（平成 5.3.30 最高判参照）。 (注) 確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と債権差押通知書が第三債務者に到達した日時の先後関係が不明である場合には、第三債務者は民法第 494 条後段《供託》の規定により供託をすることができ、差押債権者がその供託金の払渡しを受けるためには、供託金払渡請求書に供託規則第 24 条第 1 項第 1 号《還付請求の添付書類》の書面を添付する必要がある（平成 5.5.18 付民 4 第 3841 号法務省民事局民事第四課長通知参照）。	(債権譲渡と差押えとの優劣) 33 指名債権の譲渡と滞納処分による差押えの優劣は、確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と、債権差押通知書が第三債務者に到達した日時との先後により判定する（昭和 58.10.4 最高判参照）。この場合において、これらの日時が同一であること又はその先後が不明であることにより債権譲受人と差押債権者の優劣の判定ができないときは、債権譲受人及び差押債権者は、それぞれ第三債務者に対しその全額の履行を請求することができ、第三債務者は譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、弁済を免れることはできない（昭和 55.1.11 最高判、平成 5.3.30 最高判参照）。 なお、これらの日時の先後関係が不明であるために、第三債務者が債権者を確知することができないことを原因として債権額に相当する金員を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額の合計額が供託金額を超えるときは、差押債権者と債権譲受人は、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額をあん分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する（平成 5.3.30 最高判参照）。 (注) 確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と債権差押通知書が第三債務者に到達した日時の先後関係が不明である場合には、第三債務者は民法第 494 条後段《供託》の規定により供託をすることができ、差押債権者がその供託金の払渡しを受けるためには、供託金払渡請求書に供託規則第 24 条第 2 号《還付請求の添付書類》の書面を添付する必要がある（平成 5.5.18 付民 4 第 3841 号法務省民事局民事第四課長通知参照）。
第 62 条の 2 関係 電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期 (差押えの効力) 7 電子記録債権の差押えにより、滞納者はその電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求が禁止され、第三債務者はその電子記録債権の履行が禁止され、電子債	第 62 条の 2 関係 電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期 (差押えの効力) 7 電子記録債権の差押えにより、滞納者はその電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求が禁止され、第三債務者はその電子記録債権の履行が禁止され、電子債

改正後	改正前
権記録機関はその電子記録債権に係る電子記録が禁止される（法第 62 条の 2 第 2 項、令第 21 条第 3 項第 2 号、第 27 条第 2 項第 3 号、第 4 号）。 第 64 条関係 抵当権等により担保される債権の差押え 債権譲渡又は担保権の処分と差押えとの関係 3 抵当権又は登記することができる質権若しくは先取特権によって担保される債権の譲渡と滞納処分による差押えとの優劣は、その担保権の移転の登記又は債権差押えの登記との先後によってではなく、債権譲渡の対抗要件である確定日付のある通知又は承諾と債権差押通知書の送達との先後によって定まる（第 62 条関係 33）。したがって、債権譲渡が優先する場合には、債権差押えの登記をしても、債権譲受人に対し担保権につき差押えの効力を主張できず（大正 1.11.26 大判参照）、また、差押えが優先する場合においては、既に担保権の移転の登記がされていても、その抹消を求めることができる（昭和 35.4.28 高知地判、昭和 35.9.28 松山地判参照）。 なお、被担保債権と別個になされる抵当権のみの譲渡、順位譲渡その他の抵当権の処分と差押えとの優劣は、抵当権の処分の登記と債権差押えの登記との先後によって定まることに留意する（民法第 177 条、第 376 条参照）。 第 67 条関係 差し押さえた債権の取立て （生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て） 6 生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた場合には、差押債権者は、その取立権に基づき滞納者（契約者）の有する解約権を行使することができる（平成 11.9.9 最高判参照）。ただし、その解約権の行使に当たっては、解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益（保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失）とを比較衡量する必要がある、例えば、次のよう	権記録機関はその電子記録債権に係る電子記録が禁止される（法第 62 条の 2 第 2 項、令第 27 条第 2 項第 3 号、第 4 号）。 第 64 条関係 抵当権等により担保される債権の差押え 債権譲渡又は担保権の処分と差押えとの関係 3 抵当権又は登記することができる質権若しくは先取特権によって担保される債権の譲渡と滞納処分による差押えとの優劣は、その担保権の移転の登記又は債権差押えの登記との先後によってではなく、債権譲渡の対抗要件である確定日付のある通知又は承諾と債権差押通知書の送達との先後によって定まる（法第 62 条関係 33）。したがって、債権譲渡が優先する場合には、債権差押えの登記をしても、債権譲受人に対し担保権につき差押えの効力を主張できず（大正 1.11.26 大判参照）、また、差押えが優先する場合においては、既に担保権の移転の登記がされていても、その抹消を求めることができる（昭和 35.4.28 高知地判、昭和 35.9.28 松山地判参照）。 なお、被担保債権と別個になされる抵当権のみの譲渡、順位譲渡その他の抵当権の処分と差押えとの優劣は、抵当権の処分の登記と債権差押えの登記との先後によって定まることに留意する（民法第 177 条、第 376 条参照）。 第 67 条関係 差し押さえた債権の取立て （生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て） 6 生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた場合には、差押債権者は、その取立権に基づき滞納者（契約者）の有する解約権を行使することができる（平成 11.9.9 最高判参照）。ただし、その解約権の行使に当たっては、解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益（保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失）とを比較衡量する必要がある、例えば、次のよう

改正後	改正前
な場合には、解約権の行使により著しい不均衡を生じさせることにならないか、慎重に判断するものとする。 (1)～(4) (省略) (注) 差押債権者による死亡保険契約等の解除は、保険者（保険給付の義務を負う者）が解除の通知を受けた時から 1 か月を経過した日に、その効力が生じる（保険法第 60 条第 1 項、第 89 条第 1 項）。ただし、介入権者（保険契約者以外の保険金受取人であって、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者）が、保険契約者の同意を得て、当該期間が経過するまでの間に、解約返戻金に相当する金額を差押債権者に支払うとともに、保険者に対しその旨の通知をしたときは、解除の効力は生じない（同法第 60 条第 2 項、第 89 条第 2 項）。	な場合には、解約権の行使により著しい不均衡を生じさせることにならないか、慎重に判断するものとする。 (1)～(4) (同左)
第 70 条関係 船舶又は航空機の差押え	第 70 条関係 船舶又は航空機の差押え
船舶又は航空機 (登記される船舶) 1 法第 70 条第 1 項の「登記される船舶」とは、船舶登記簿に登記することができる船舶をいい（商法第 686 条、船舶法第 5 条第 1 項参照）、その差押えについては、次のことに留意する。 (1)・(2) (省略) (3) 製造中の船舶で、船舶として航行の用に供することができる程度に完成していないものは、抵当権の登記がされている場合であっても、船舶としての差押え及びその登記をすることはできないから、動産として差し押さえる（商法第 851 条、第 848 条、船舶登記令第 3 条第 2 項参照）。 (4) (省略)	船舶又は航空機 (登記される船舶) 1 法第 70 条第 1 項の「登記される船舶」とは、船舶登記簿に登記することができる船舶をいい（商法第 686 条、船舶法第 5 条第 1 項参照）、その差押えについては、次のことに留意する。 (1)・(2) (同左) (3) 製造中の船舶で、船舶として航行の用に供することができる程度に完成していないものは、抵当権の登記がされている場合であっても、船舶としての差押え及びその登記をすることはできないから、動産として差し押さえる（商法第 851 条、第 848 条、船舶登記令第 5 条参照）。 (4) (同左)
第 73 条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期	第 73 条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期

改正後	改正前
(差押え後の任意清算) 10 社員の持分の差押えの通知を受けた持分会社が任意清算しようとするときは、会社財産の処分方法について差押債権者である国の同意を要する（会社法第 671 条第 1 項）。会社が同意を受けないで財産を処分したときは、会社に対してその持分に相当する金額の支払を請求し、又は訴えをもってその処分の取消しを請求することができる（同法第 671 条第 2 項、第 863 条第 1 項第 2 号、第 2 項）。 (特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権) 45・2 1 の(14)に掲げる「特許権を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権」とは、特許を受ける権利を有する者以外の者がその特許を受ける権利を利用することができる権利をいう（特許法第 34 条の 2、第 34 条の 3 参照）。これらの仮専用実施権及び仮通常実施権は差し押さえることができるが、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者（仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合を除いては、移転することができない（同法第 34 条の 2 第 3 項、第 34 条の 3 第 4 項）。 なお、仮専用実施権又は仮通常実施権に対する差押えの効力は、特許権が登録された後の専用実施権又は通常実施権には及ばない（同法 34 条の 2 第 6 項、第 34 条の 3 第 10 項参照）。 第 73 条の 2 関係 振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期 差押手続 (振替社債等) 1 法第 54 条第 2 号及び第 3 号の「第 73 条の 2（振替社債等の差押え）の規定の適用を	(差押え後の任意清算) 10 社員の持分の差押えの通知を受けた合名会社又は合資会社が任意清算しようとするときは、会社財産の処分方法について差押債権者である国の同意を要する（会社法第 671 条第 1 項）。会社が同意を受けないで財産を処分したときは、会社に対してその持分に相当する金額の支払を請求し、又は訴えをもってその処分の取消しを請求することができる（同法第 671 条第 2 項、第 863 条第 1 項第 2 号、第 2 項）。 (特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権) 45・2 1 の(14)に掲げる「特許権を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権」とは、特許を受ける権利を有する者以外の者がその特許を受ける権利を利用することができる権利をいう（特許法第 34 条の 2、第 34 条の 3 参照）。これらの仮専用実施権及び仮通常実施権は差し押さえることができるが、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者（仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合を除いては、移転することができない（同法第 34 条の 2 第 3 項、第 34 条の 3 第 4 項）。 なお、仮専用実施権又は仮通常実施権に対する差押えの効力は、特許権が登録された後の専用実施権又は通常実施権には及ばない（同法 34 条の 2 第 6 項、第 34 条の 3 第 7 項参照）。 第 73 条の 2 関係 振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期 差押手続 (振替社債等) 1 法第 54 条第 2 号及び第 3 号の「第 73 条の 2（振替社債等の差押え）の規定の適用を

改正後	改正前
受ける財産」とは、社債株式等振替法第2条第1項《定義》に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるもの（以下「振替社債等」という。）をいう（同法第66条、第88条、第128条等参照）。 （注） 社債株式等振替法第2条第1項《定義》の「社債等」とは、社債（新株予約権付社債を除く。）、国債、地方債、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、保険業法に規定する相互会社の社債、貸付信託法に規定する貸付信託の受益権、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権、株式、新株予約権、新株予約権付社債等をいう。 （差押えの手続） 3 振替社債等の差押えは、振替社債等の発行者及び振替機関等に差押通知書を送達して行う。 なお、振替機関等に対する振替口座簿への差押えの記載又は記録の申請は必要がない（社債株式等振替法第68条第3項第6号、第70条、同法施行令第7条等参照）。 （注） 振替社債等は、社債株式等振替法により、社債券等の発行がされず（同法第67条第1項、第89条第1項、第128条第1項等）、振替機関等の振替口座簿の記載又は記録により権利の帰属が定まるものであり（同法第66条、第88条、第128条第1項等）、その譲渡は、振替の申請により、譲受人が振替口座簿にその譲渡に係る金額の記載又は記録を受けなければその効力を生じない（同法第73条、第98条、第140条等）。 第80条関係 差押えの解除の手続 差押えの取消しの手続 13 税務署長が、差押えの全部又は一部を取り消す場合（不服申立てに対する取消しの決定若しくは裁決又は判決があった場合を含む。）の手続については、法第80条の規定に	受ける財産」とは、社債株式等振替法第2条第1項《定義》に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるとされるもの（以下「振替社債等」という。）をいう（同法第66条、第88条、第128条等参照）。 （注） 社債株式等振替法第2条第1項《定義》の「社債等」とは、社債（新株予約権付社債を除く。）、国債、地方債、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、保険業法に規定する相互会社の社債、貸付信託法に規定する貸付信託の受益権、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権、株式、新株予約権、新株予約権付社債等をいう。 （差押えの手続） 3 振替社債等の差押えは、振替社債等の発行者及び振替機関等に差押通知書を送達して行う。 なお、振替機関等に対する振替口座簿への差押えの記載又は記録の申請は必要がない（社債株式等振替法第73条、第74条等参照）。 （注） 振替社債等は、社債株式等振替法により、社債券等の発行がされず（同法第67条第1項、第89条第1項、第128条第1項等）、振替機関等の振替口座簿の記載又は記録により権利の帰属が定まるものであり（同法第66条、第88条、第128条第1項等）、その譲渡は、振替の申請により、譲受人が振替口座簿にその譲渡に係る金額の記載又は記録を受けなければその効力を生じない（同法第73条、第98条、第140条等）。 第80条関係 差押えの解除の手続 差押えの取消しの手続 13 税務署長が、差押えの全部又は一部を取り消す場合（不服申立てに対する取消しの決定又は裁決があった場合を含む。）の手続については、法第80条の規定に準ずるものと

改正後	改正前
準ずるものとする。 第 82 条関係 交付要求の手続 交付要求ができる国税 1 法第 82 条第 1 項の「滞納」とは、法第 2 条第 9 号《滞納者の定義》にいう「納付の期限までに国税を納付しない」ことをいう。 なお、同項の「滞納に係る国税」については、次のことに留意する。 (1)～(4) (省略) (5) 租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予》、第 70 条の 7 の 2 第 1 項《非上場株式等についての相続税の納税猶予》又は第 70 条の 7 の 4 第 1 項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予》の規定による納税の猶予を受けている納税者から、同法第 70 条の 7 第 17 項、第 70 条の 7 の 2 第 17 項又は第 70 条の 7 の 4 第 12 項に規定する免除申請書の提出があった場合には、当該申請書において免除を受けようとする贈与税又は相続税については、税務署長が同法第 70 条の 7 第 18 項、第 70 条の 7 の 2 第 18 項又は第 70 条の 7 の 4 第 12 項に規定する免除等の通知を発する日までは、法第 82 条第 1 項の「滞納に係る国税」には当たらない（租税特別措置法第 70 条の 7 第 14 項第 8 号、第 70 条の 7 の 2 第 14 項第 8 号、第 70 条の 7 の 4 第 11 項）ことから、交付要求をすることができない。 第 98 条関係 見積価額の決定 見積価額の決定 (見積価額の意義) 1 法第 98 条の「見積価額」は、著しく低廉な価額による公売を防止し、適正な価額によ	する。 第 82 条関係 交付要求の手続 交付要求ができる国税 1 法第 82 条第 1 項の「滞納」とは、法第 2 条第 9 号《滞納者の定義》にいう「納付の期限までに国税を納付しない」ことをいう。 なお、同項の「滞納に係る国税」については、次のことに留意する。 (1)～(4) (同左) (5) 租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予》、<u>法</u>第 70 条の 7 の 2 第 1 項《非上場株式等についての相続税の納税猶予》又は第 70 条の 7 の 4 第 1 項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予》の規定による納税の猶予を受けている納税者から、同法第 70 条の 7 第 17 項、第 70 条の 7 の 2 第 17 項又は第 70 条の 7 の 4 第 12 項に規定する免除申請書の提出があった場合には、当該申請書において免除を受けようとする贈与税又は相続税については、税務署長が同法第 70 条の 7 第 18 項、<u>法</u>第 70 条の 7 の 2 第 18 項又は第 70 条の 7 の 4 第 12 項に規定する免除等の通知を発する日までは、法第 82 条第 1 項の「滞納に係る国税」には当たらない（租税特別措置法第 70 条の 7 第 14 項第 8 号、第 70 条の 7 の 2 第 14 項第 8 号、第 70 条の 7 の 4 第 11 項）ことから、交付要求をすることができない。 第 98 条関係 見積価額の決定 見積価額の決定 (見積価額の意義) 1 法第 98 条の「見積価額」は、著しく低廉な価額による公売を防止し、適正な価額によ

改正後	改正前
る売却を保障するため、公売財産の売却価額の最低額としての機能を有するものであって（法第 104 条第 1 項参照）、財産の公売に当たって税務署長が決定する。この場合において、見積価額は、まず公売財産の時価に相当する価額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下第 98 条関係において「基準価額」という。）を求めた上で、公売の特殊性を考慮した減価（以下第 98 条関係において「公売特殊性減価」という。）をその基準価額から控除して決定する。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定する（第 95 条関係 17(5)参照）。 なお、次のことに留意する。 (1)・(2) （省略）	る売却を保障するため、公売財産の売却価額の最低額としての機能を有するものであって（法第 104 条第 1 項参照）、財産の公売に当たって税務署長が決定する。この場合において、見積価額は、まず公売財産の時価に相当する価額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下第 98 条関係において「基準価額」という。）を求めた上で、公売の特殊性を考慮した減価（以下第 98 条関係において「公売特殊性減価」という。）をその基準価額から控除して決定する。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定する（第 95 条関係 17(3)参照）。 なお、次のことに留意する。 (1)・(2) （同左）
第 108 条関係 公売実施の適正化のための措置 公売参加の制限を受ける者 （制限を受ける者の範囲） 1 法第 108 条第 1 項の規定により公売への参加を制限させる者は、次に掲げる者である。 (1) （省略） (2) 法第 108 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者であって、当該妨害行為につき使用人等に指示した者。この場合における「使用人その他の従業者」とは、事務員、工員、雇人その他雇用契約等に基づき従業している者をいう。 (3) （省略） （入札等がなかったものとされた者等） 20 法第 108 条第 3 項の「同項の処分を受けた者」とは、法第 108 条第 2 項の規定によって入札等がなかったものとされ、又は最高価申込者等とする決定を取り消された者を	第 108 条関係 公売実施の適正化のための措置 公売参加の制限を受ける者 （制限を受ける者の範囲） 1 法第 108 条第 1 項の規定により公売への参加を制限させる者は、次に掲げる者である。 (1) （同左） (2) 法第 108 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者であって、当該妨害行為につき使用人等に指示したもの。この場合における「使用人その他の従業者」とは、事務員、工員、雇人その他雇用契約等に基づき従業している者をいう。 (3) （同左） （入札等がなかったものとされた者等） 20 法第 108 条第 3 項の「同項の処分を受けた者」とは、法第 108 条第 2 項の規定によって入札等がなかったものとされ、又は最高価申込者等とする決定を取り消された者をい

改正後	改正前
いう。 第 109 条関係 随意契約による売却 (公益上適当でないと認められるとき) 4 法第 109 条第 1 項第 1 号の「その他公売に付することが公益上適当でないと認められる」場合において公売に代えて随意契約により売却することができるときは、例えば、次に掲げる場合をいう。 (1) <u>あへん法</u>、<u>大麻取締法</u>、<u>麻薬及び向精神薬取締法</u>、<u>毒物及び劇物取締法</u>、<u>覚せい剤取締法</u>、<u>火薬類取締法</u>、<u>銃砲刀剣類所持等取締法</u>等の法令の規定により譲渡の相手方が制限されている場合において、その法令の規定により、譲受けが認められている者に対してその財産を売却しようとするとき。 (2)・(3) (省略) (取引所の相場がある財産) 5 法第 109 条第 1 項第 2 号の「取引所の相場がある財産」とは、金融商品取引所又は商品取引所における相場のある財産、例えば、株式、社債、生糸、天然ゴム、金等（金融商品取引法第 2 条第 1 項、<u>商品先物取引法第 2 条第 1 項</u>、同法施行令第 1 条）をいう。なお、上記の財産のうち、振替社債等及び有価証券（日本銀行の出資証券等）については、金融商品取引業者である証券会社等を通じて随意契約により売却（以下「委託売却」という。）することができることに留意する。 (注)1 (省略) 2 「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう（<u>商品先物取引法第 2 条第 4 項</u>）。 3 「金融商品取引業者」とは、金融商品取引業（金融商品取引法第 2 条第 8 項に規定する有価証券の売買等の行為を業として行うことをいう。）を行うことにつき、	う。 第 109 条関係 随意契約による売却 (公益上適当でないと認められるとき) 4 法第 109 条第 1 項第 1 号の「その他公売に付することが公益上適当でないと認められる」場合において公売に代えて随意契約により売却することができるときは、例えば、次に掲げる場合をいう。 (1) 麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法等の法令の規定により譲渡の相手方が制限されている場合において、その法令の規定により、譲受けが認められている者に対してその財産を売却しようとするとき。 (2)・(3) (同左) (取引所の相場がある財産) 5 法第 109 条第 1 項第 2 号の「取引所の相場がある財産」とは、金融商品取引所又は商品取引所における相場のある財産、例えば、株式、社債、生糸、天然ゴム、金等（金融商品取引法第 2 条第 1 項、<u>商品取引所法第 2 条第 4 項</u>、同法施行令第 1 条）をいう。なお、上記の財産のうち、振替社債等及び有価証券（日本銀行の出資証券等）については、金融商品取引業者である証券会社等を通じて随意契約により売却（以下「委託売却」という。）することができることに留意する。 (注)1 (同左) 2 「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう（<u>商品取引所法第 2 条第 1 項</u>）。 3 「金融商品取引業者」とは、金融商品取引業（金融商品取引法第 2 条第 8 項に規定する有価証券の売買等の行為を業として行うことをいう。）を行うことにつき、

改正後	改正前
内閣総理大臣の登録を受けた者をいう（同条第9項）。 第111条関係 動産等の売却決定 売却の決定 （公売をする日） 1 法第111条の「公売をする日」とは、公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日（以下これらを「公売期日等」という。）を、それぞれいう。 （注） 上場された有価証券等を委託売却する場合には（第109条関係5参照）、金融商品市場において当該委託売却に係る有価証券等の売買が成立した日が売却決定の日となることに留意する。 第112条関係 動産等の売却決定の取消し 売却決定の取消しと善意の買受人との関係 （善意の買受人） 1 法第112条第1項の「善意の買受人」とは、その換価処分について、換価手続につき取り消すべき違法又は不当があることを知らずに買受代金を納付して、その換価財産を取得した買受人をいう。 第116条関係 買受代金の納付の効果 危険負担の移転の時期 3 買受人が買受代金の全額を納付した場合は、その時に換価財産の権利が移転するから、換価財産の換価に伴う危険負担もその時に買受人に移転する。したがって、換価財産の	内閣総理大臣の登録を受けた者をいう（<u>金融商品取引法第2条</u>第9項）。 第111条関係 動産等の売却決定 売却の決定 （公売をする日） 1 法第111条の「公売をする日」とは、公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日（以下これらを「公売期日等」という。）を、それぞれいう。 （注） <u>第109条関係5</u>により、上場された有価証券等を委託売却する場合には、金融商品市場において当該委託売却に係る有価証券等の売買が成立した日が売却決定の日となることに留意する。 第112条関係 動産等の売却決定の取消し 売却決定の取消しと善意の買受人との関係 （善意の買受人） 1 法第112条第1項の「善意の買受人」とは、その換価処分について、<u>買受人</u>が換価手続につき取り消すべき違法又は不当があることを知らずに買受代金を納付して、その換価財産を取得した買受人をいう。 第116条関係 買受代金の納付の効果 危険負担の移転の時期 3 買受人が買受代金の全額を納付した場合は、その時に換価財産の権利が移転するから、換価財産の換価に伴う危険負担もその時に買受人に移転する。したがって、換価財産の

改正後	改正前
買受人から買受代金の納付を受ける前において、その財産上に生じた危険（例えば、焼失、盗難等）は、滞納者が負担する。また、換価財産の買受人から買受代金の納付があった後において、その財産上に生じた危険は、その財産の登記の手續の既未済又は現実の引渡しの有無にかかわらず、買受人が負担する。 なお、2 の(1)から(7)までに掲げる一定の要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、その権利が移転した時に、換価財産の換価に伴う危険負担が買受人に移転する。	買受人から買受代金の納付を受ける前において、その財産上に生じた危険（例えば、焼失、盗難等）は、滞納者が負担する。また、換価財産の買受人から買受代金の納付があった後において、その財産上に生じた危険は、その財産の登記の手續の既未済又は現実の引渡しの有無にかかわらず、買受人が負担する。 なお、2 の(1)から(6)までに掲げる一定の要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、その権利が移転した時に、換価財産の換価に伴う危険負担が買受人に移転する。
第 121 条関係 権利移転の登記の嘱託	第 121 条関係 権利移転の登記の嘱託
法第 121 条の規定による場合 （財産） 1 法第 121 条の規定により、権利の移転の登記を嘱託する財産は、権利の移転につき登記を要する財産のうち、4 及び 5 によるもの以外の財産、すなわち、登録国債等に係る債権、鉱業権、特定鉱業権、漁業権、入漁権、ダム使用権、航空機、自動車、小型船舶、電子記録債権、特許権、特許実施権、実用新案権、実用新案実施権、意匠権、意匠実施権、商標権、育成者権、回路配置利用権、著作権、著作隣接権、出版権、<u>振替社債等</u>である。 （権利移転の手續） 2 税務署長は、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、権利移転の登記の嘱託書に買受人から提出があった売却決定通知書又はその謄本を添付して、関係機関にその権利の移転の登記を嘱託しなければならない（令第 46 条）。この関係機関は、差押えの登記の嘱託をした関係機関と同様（電子記録債権については債権差押通知書を送達した電子債権記録機関（第 62 条の 2 関係 2 参照）、<u>振替社債等については差押通知書を送付した振替機関等</u>（第 73 条の 2 関係 2 参照））である。	法第 121 条の規定による場合 （財産） 1 法第 121 条の規定により、権利の移転の登記を嘱託する財産は、権利の移転につき登記を要する財産のうち、4 及び 5 によるもの以外の財産、すなわち、登録国債等に係る債権、鉱業権、特定鉱業権、漁業権、入漁権、ダム使用権、航空機、自動車、小型船舶、電子記録債権、特許権、特許実施権、実用新案権、実用新案実施権、意匠権、意匠実施権、商標権、育成者権、回路配置利用権、著作権、著作隣接権、出版権等である。 （権利移転の手續） 2 税務署長は、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、権利移転の登記の嘱託書に買受人から提出があった売却決定通知書又はその謄本を添付して、関係機関にその権利の移転の登記を嘱託しなければならない（令第 46 条）。この関係機関は、差押えの登記の嘱託をした関係機関と同様（電子記録債権については債権差押通知書を送達した電子債権記録機関（第 62 条の 2 関係 2 参照））である。 なお、次のことに留意する。

改正後	改正前
なお、次のことに留意する。 (1)・(2) (省略) 第 128 条関係 配当すべき金銭 (無体財産権等) 4 法第 128 条第 2 号の「無体財産権等」とは、無体財産権等で、法第 73 条第 5 項又は第 73 条の 2 第 4 項《債権に関する規定の準用》において準用する第 67 条第 1 項《差し押さえた債権の取立て》の規定により取立てをしたもののうち、金銭債権に係るものをいう。 第 136 条関係 滞納処分費の範囲 (無体財産権等の取立てに関する費用) 9 法第 136 条の「無体財産権等の取立に関する費用」とは、法第 73 条第 5 項又は第 73 条の 2 第 4 項《債権に関する規定の準用》の規定による無体財産権等の取立てに要した人夫賃等の費用をいう。 第 144 条関係 搜索の立会人 立会人を置くべき場合 1 法第 144 条の「搜索」とは、法第 142 条《搜索の権限及び方法》の規定による搜索をいい、搜索をする場合には、必ず立会人を置かなければならない。 第 152 条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等 換価の猶予の通知	(1)・(2) (同左) 第 128 条関係 配当すべき金銭 (無体財産権等) 4 法第 128 条第 2 号の「無体財産権等」とは、無体財産権等で、法第 73 条第 5 項《債権に関する規定の準用》において準用する第 67 条第 1 項《差し押さえた債権の取立て》の規定により取立てをしたもののうち、金銭債権に係るものをいう。 第 136 条関係 滞納処分費の範囲 (無体財産権等の取立てに関する費用) 9 法第 136 条の「無体財産権等の取立に関する費用」とは、法第 73 条第 5 項《債権に関する規定の準用》の規定による無体財産権等の取立てに要した人夫賃等の費用をいう。 第 144 条関係 搜索の立会人 立会人を置くべき場合 1 法第 144 条の「搜索」とは、法第 142 条《搜索の権限及び方法》の規定による搜索処分をいい、搜索をする場合には、必ず立会人を置かなければならない。 第 152 条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等 換価の猶予の通知

改正後	改正前
7 換価の猶予をし、又は換価の猶予の期間を延長したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項（例えば、換価の猶予又は猶予期間の延長に係る国税の年度、税目及び納期限）を滞納者に通知しなければならない（法第 152 条前段、通則法第 47 条）。この書面の様式は、別に定めるところによる。 なお、保証人及び担保財産の<u>所有者</u>（滞納者を除く。）についても、上記と同様に通知するものとする。 第 153 条関係 滞納処分の停止の要件等 滞納処分の停止の要件 <u>（滞納処分の執行）</u> 2 法第 153 条第 1 項第 1 号の「滞納処分の執行」をすることができる財産がないときは、滞納処分の停止をするかどうかを判定する時（以下第 153 条関係において「判定時」という。）において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときにいう。 (1) （省略） (2) 差押えの対象となり得る<u>全ての財産</u>について差し押さえ、換価（債権の取立てを含む。）を終わったが、なお徴収できない国税がある場合 <u>（徴収の共助の要請による徴収）</u> 2・2 法第 153 条第 1 項第 1 号の「徴収の共助の要請による徴収」をすることができる財産がないときは、判定時において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときにいう。 (1) 法施行地域外に滞納者の財産がないと認められるとき (2) 法施行地域外に滞納者の財産があると認められる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき イ その財産があると認められる国又は地域との間に徴収の共助に関する規定を有する租税条約等が締結されていないとき	7 換価の猶予をし、又は換価の猶予の期間を延長したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項（例えば、換価の猶予又は猶予期間の延長に係る国税の年度、税目及び納期限）を滞納者に通知しなければならない（法第 152 条前段、通則法第 47 条）。この書面の様式は、別に定めるところによる。 なお、保証人及び担保財産の<u>権利者</u>（滞納者を除く。）についても、上記と同様に通知するものとする。 第 153 条関係 滞納処分の停止の要件等 滞納処分の停止の要件 <u>（財産がない場合）</u> 2 法第 153 条第 1 項第 1 号の「滞納処分を執行することができる財産がないとき」とは、滞納処分の停止をするかどうかを判定する時（以下第 153 条関係において「判定時」という。）において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときにいう。 (1) （同左） (2) 差押えの対象となり得る<u>すべての財産</u>について差し押さえ、換価（債権の取立てを含む。）を終わったが、なお徴収できない国税がある場合 （新設）

改正後	改正前
<u>ロ その財産があると認められる国又は地域との間に徴収の共助に関する規定を有する租税条約等が締結されている場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき</u> <u>(イ) その国税が租税条約等に定める徴収の共助の要請に係る要件（税目、期間等）に該当しないとき</u> <u>(ロ) その財産が相手国等の法令若しくは行政上の慣行により差押えが禁止されているとき、又はその財産の処分予定価額が相手国等の法令若しくは行政上の慣行により徴収の共助の要請に係る国税に優先する債権の合計額を超える見込みがないとき</u> <u>(ハ) 上記(イ)又は(ロ)に掲げる場合のほか、相手国等における戦乱、天災、通信又は送金の途絶、相手国等の税務当局との行政上の負担の不均衡その他の事情により、徴収の共助の要請により徴収することが困難であると認められるとき</u> （生活の窮迫） 3 法第 153 条第 1 項第 2 号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の財産につき<u>滞納処分の執行又は徴収の共助の要請による徴収（以下「滞納処分の執行等」という。）をすることにより</u>、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（法第 76 条第 1 項第 4 号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう。 （納付等） 11 滞納処分の停止をした場合において、滞納者が自発的にその停止に係る国税を納付したときにその納付金を収納し、又は過誤納金等<u>若しくは</u>交付要求（参加差押えを含む。）に係る受入金をその停止に係る国税に充てることは差し支えない。 （直ちに消滅させることができる場合）	（生活の窮迫） 3 法第 153 条第 1 項第 2 号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の財産につき<u>滞納処分を執行することにより</u>、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（法第 76 条第 1 項第 4 号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう。 （納付等） 11 滞納処分の停止をした場合において、滞納者が自発的にその停止に係る国税を納付したときにその納付金を収納し、又は過誤納金等<u>又は</u>交付要求（参加差押えを含む。）に係る受入金をその停止に係る国税に充てることは差し支えない。 （直ちに消滅させることができる場合）

改正後	改正前
16 法第 153 条第 5 項の「<u>その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるとき</u>」とは、おおむね次のいずれかに該当する場合をいう。 (1) 限定承認をした相続人が相続によって承継した国税を有する場合において、その相続による相続財産について<u>滞納処分の執行等</u>をすることができないとき（第 153 条関係 2-2(2)イ及びロ(ハ)に該当する場合を除く。）。 (2) 相続人が不存在の場合又はすべての相続人が相続を放棄した場合において、相続財産法人について<u>滞納処分の執行等</u>をすることができる財産がないとき（第 153 条関係 2-2(2)イ及びロ(ハ)に該当する場合を除く。以下この項において同じ。）。 (3) 解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みが全くない法人について、<u>滞納処分の執行等</u>をすることができる財産がないとき、又はその所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明であるとき。 (4) （省略） 第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例 異議申立書等についての発信主義の適用除外 9 不動産等についての公売公告（随意契約における売却の通知を含む。）から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に係る異議申立書又は審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、その異議申立書又は審査請求書が不服申立て先に到達した時にその提出がされたこととなる。 第 182 条関係 税務署長又は国税局長による滞納処分の執行 （引継ぎの態様） 2 滞納処分の引継ぎの態様は、次のとおりである。	16 法第 153 条第 5 項の「その国税を徴収することができないことが明らかであるとき」とは、おおむね次のいずれかに該当する場合をいう。 (1) 限定承認をした相続人が相続によって承継した国税を有する場合において、その相続による相続財産について<u>法第 153 条第 1 項第 1 号の規定に該当する理由がある</u>とき。 (2) 相続人が不存在の場合又はすべての相続人が相続を放棄した場合において、相続財産法人について<u>法第 153 条第 1 項第 1 号の規定に該当する理由がある</u>とき。 (3) 解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みが全くない法人について、<u>法第 153 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する理由がある</u>とき。 (4) （同左） 第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例 異議申立書等についての発信主義の適用除外 9 不動産等についての公売公告（随意契約における公売通知を含む。）から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に係る異議申立書又は審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、その異議申立書又は審査請求書が不服申立て先に到達した時にその提出がされたこととなる。 第 182 条関係 税務署長又は国税局長による滞納処分の執行 （引継ぎの態様） 2 滞納処分の引継ぎの態様は、次のとおりである。

改正後	改正前
なお、滞納処分の引受庁から更に他の税務署長又は国税局長への滞納処分の引継ぎはできない。 (1) (省略) (2) <u>税務署長からその税務署を所轄する国税局長への引継ぎ</u> (3) <u>税務署長からその税務署を所轄する国税局長以外の国税局長への引継ぎ</u> (4) 国税局長から他の国税局長への引継ぎ (5) 国税局長から他の国税局管内の税務署長への引継ぎ (6) 国税局長からその管轄区域内の地域を所轄する税務署長への引継ぎ	なお、滞納処分の引受庁から更に他の税務署長又は国税局長への滞納処分の引継ぎはできない。 (1) (同左) (新設) (2) <u>税務署長からその税務署を所轄する国税局長以外の国税局長への引継ぎ</u> (注) <u>税務署長からその税務署を所轄する国税局長への引継ぎは、通則法第 43 条第 3 項《国税局長への徴収の引継ぎ》の規定により行う。</u> (3) 国税局長から他の国税局長への引継ぎ (4) 国税局長から他の国税局管内の税務署長への引継ぎ (5) 国税局長からその管轄区域内の地域を所轄する税務署長への引継ぎ